機能一覧	業務名
	選挙人名簿管理

機能（レベル01）	機能（レベル02）	機能説明
4.1 定時登録管理	4.1.1 名簿照会	選挙資格情報と定時登録時点（選挙時登録時点）の情報を照会する。
	4.1.2 選挙資格管理	選挙資格情報の登録・修正・抹消を行う。
	4.1.3 11条該当者管理	公職選挙法第11条対象者及び公民権停止者の登録・修正を行う。
	4.1.4 新規登録者名簿作成	新たに選挙資格の登録を行った者を対象に、新規登録者名簿の出力を行う。
	4.1.5 抹消者名簿作成	選挙資格の抹消を行った者を対象に、抹消者名簿の出力を行う。
	4.1.6 選挙人登録	選挙資格の登録されている者を対象に、指定された選挙種別の選挙人登録を行う。
	4.1.7 名簿抄本作成	選挙人を対象に、選挙人名簿抄本の出力を行う。
	4.1.8 統計集計	登録者統計および投票区別統計の集計を行う。
4.2 選挙時登録管理	4.2.1 二重登録者名簿作成	住民になって3ヶ月以上4ヶ月未満の選挙人を対象に、二重登録者名簿の出力を行う。
	4.2.2 二重登録者通知作成	住民になって3ヶ月以上4ヶ月未満の選挙人を対象に、転入前の選挙管理委員会宛てで、二重登録者通知の出力を行う。
	4.2.3 入場整理券作成	選挙人を対象に、入場整理券の出力を行う。
	4.2.4 当日用選挙人名簿抄本作成	選挙人データを対象に、選挙期間中の異動及び期日前・不在者投票情報を記載した当日用選挙人名簿抄本の出力を行う。
	4.2.5 統計集計	当日有権者統計の集計を行う。

機能一覧	業務名
	選挙人名簿管理

機能（レベル01）	機能（レベル02）	機能説明
4.3 期日前・不在者	4.3.1 資格登録（船員）	船員投票の資格登録を行う。
	4.3.2 資格登録（郵便）	郵便投票の資格登録を行う。
	4.3.3 資格登録（施設 ）	施設での投票者の登録を行う。
	4.3.4 期日前・不在者投票	期日前・不在者の投票所受付を行う。
	4.3.5 期日前・不在者統計集計	期日前・不在者統計の集計を行う。
4.4 在外選挙人	4.4.1 在外選挙人申請	在外選挙人の申請情報の入力を行い、在外選挙人照会通知の出力を行う。
	4.4.2 在外選挙人管理	在外選挙人の登録・修正・抹消を行い、在外選挙人証・在外選挙人登録通知・在外選挙人申請却下通知・在外選挙人変更通知・在外選挙人抹消通知（本籍宛）・在外選挙人抹消通知（領事館宛）の出力を行う。
	4.4.3 在外選挙人証作成	在外選挙人証の発行を行う。
	4.4.4 在外選挙人名簿抄本作成	在外選挙人を対象に、在外選挙人名簿抄本（国民投票の場合は在外投票人名簿抄本）の出力を行う。
	4.4.5 在外選挙人統計集計	在外選挙人を対象に、在外選挙人統計（国民投票の場合は在外投票人統計）の集計を行う。
4.5 裁判員制度	4.5.1 名簿調製支援プログラム用データ作成	選挙人を対象に、名簿調製支援プログラム用データを作成する。
4.7 住民投票	4.7.1 住民投票資格管理	住民を対象に、住民投票情報の登録・修正・抹消を行う。
	4.7.2 住民投票名簿抄本作成	住民投票対象者を対象に、住民投票者名簿抄本の出力を行う。

機能一覧	業務名
	選挙人名簿管理

機能（レベル01）	機能（レベル02）	機能説明
4.8 海区・漁業委員会選挙	4.8.1 海区・漁業選挙人資格管理	海区・漁業調整委員選挙人資格の登録・修正・抹消を行う。
	4.8.3 海区・漁業選挙人名簿抄本作成	海区・漁業調整委員選挙人を対象に、海区・漁業委員選挙人名簿抄本の出力を行う。
	4.8.4 海区・漁業統計集計	海区・漁業調整委員選挙人を対象に、統計の集計を行う。
4.9 国民投票	4.9.1 投票人名簿1号登録	登録基準日に住民基本台帳に記録されている者から1号資格者を抽出し、投票人名簿へ登録を行う。
	4.9.2 投票人名簿2号登録	登録基準日の翌日から14以内に住民基本台帳に記録された2号資格者を抽出し、投票人名簿へ登録を行う。
	4.9.3 投票人資格管理	投票人資格情報の登録・修正・抹消・照会を行う。
	4.9.5 投票人名簿抄本作成	投票人名簿抄本の出力を行う。
	4.9.6 国民投票入場券作成	投票人を対象に、国民投票入場券の出力を行う。
	4.9.7 当日用投票人名簿抄本作成	投票人データを対象に、投票日までの異動及び期日前・不在者投票情報を記載した当日用投票人名簿抄本の出力を行う。
	4.9.8 統計集計	登録者統計・投票区別統計および当日有権者統計の集計を行う。

※「4.6 農業委員会選挙」は、平成27年9月より農業委員会委員の公選制が廃止された為、本標準仕様V3.1にて削除。
※「4.8.2 登載申請書通知作成」は、平成30年12月14日より選挙人名簿への申請登録事務が不要となった為、本標準仕様V3.5にて削除。
※「4.9.4 成年被後見人該当者管理」は、平成25年7月より成年被後見人情報の管理が不要となった為、本標準仕様V2.6にて削除。